

最高裁秘書第2040号

令和3年7月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

6月3日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

74期司法修習生の採用に際して、健康診断票の提出を求めないこととした理由が書いてある文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第2270号

令和3年7月16日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

74期司法修習生の採用に際して、健康診断票の提出を求めないこととした理由が書いてある文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年6月10日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第21号

(2) 謝問日

令和3年7月12日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2271号

令和3年7月16日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

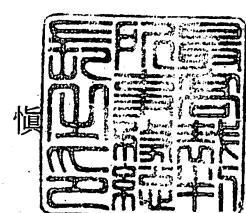
諮問番号 令和3年度（最情）諮問第21号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年7月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

74期司法修習生の採用に際して、健康診断票の提出を求めないこととした理由が書いてある文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、6月3日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示申出に係る司法行政文書を作成するような定めはなく、必ず作成しなければならないものではない。74期司法修習生の採用に際して、健康診断票の提出を求めないこととするに当たり、その理由について決裁の過程において最終決裁権者に対して口頭で説明を行ったことから、本件開示申出に係る文書は作成していない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

よって、原判断は相当である。